

「いきいき体操教室（第2回）」参加者募集

楽しく継続できる運動を行い、身体機能を維持していくことを目的とした教室を開催します。

【日時】5月10日～7月5日までの毎週金曜日午後2時～4時（全8回）※6月28日はお休みです。

【場所】市民会館第4・5集会室、さくら会館

【対象】65歳以上で、介護保険証の要介護状態区分等が「要介護」「要支援」「事業対象者」に該当しない方

【定員】20人※定員を超えた場合は抽選となります。

【指導】福生市体育協会ス

運動機能を高めて運動機能低下を予防する、立位・

ポーツ指導員

【申込み】4月19日（金）まで往復はがき（当日消印有効）でお申し込みください。

【往復はがきの書き方】

【返信・表】〒197-0005

福生市北田園2-9-1中

央体育館内福生市体育協会

【返信・裏】①希望教室名

②氏名③住所④電話番号

【返信・表】ご自分の住所・氏名

【返信・裏】無記入

【問合せ】福生市体育協会

☎551-0211

老人福祉センター教養講座「ロコモームエクササイズ教室」

【申込み】4月19日（金）まで往復はがき（当日消印有効）でお申し込みください。

マット運動の教室です。

【日時】5月10日～6月28日までの毎週金曜日午前10時30分～11時45分（全8回）

【場所】福祉センター2階理学療法室

【対象】市内在住の60歳以上の方で全日参加可能な方。また運動制限のない方

【定員】25人（定員を超えた場合は初めての方を優先し

たうえて抽選となります。）

【講師】フィットネスインスストラクター

【持ち物】運動靴（動きやすい靴）、動きやすい服装、タオルか手ぬぐい、水分補給

【往復・表】〒197-0004 福生市南田園2-13-1 福生市社会福祉協議会「ロコモームエクササイズ教室」申込み宛

【往復・裏】住所・氏名・電話番号・年齢・性別

【返信・表】ご自分の住所・氏名

【返信・裏】無記入

【問合せ】社会福祉協議会

☎552-2121

犬の登録と狂犬病予防注射のご案内

狂犬病は、感染し発症すると、致死率100%という大変恐ろしい感染症です。そのため、生後90日を経過した犬を飼っている方には、生涯に一度の犬の登録と毎年一回の狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。登録犬には「犬鑑札」、狂犬病予防注射済の犬には「注射済票」を交付します。

「筋力向上トレーニング」（第一クール）開催

【内容】柔道整復師の指導による筋力向上トレーニングを行います。1回45分程度の運動で、週に1回（全12回）です。

【対象】市内在住の65歳以上の方で、介護保険被保険者証の要介護状態区分等が「要介護」「要支援」「事業対象者」に該当しない方。また医師から運動制限を受けていない方

※定員を超えた場合、1月～3月の筋力向上トレーニングに参加していない方を優先に、抽選となります。

【定員】160人

【期間】5月～7月※初回は5月初旬の予定です。

【場所】市内7か所の接骨院、整骨院（下表参照）

【申込み】事前電話は不要です。4月1日（月）～10日（水）の間に印鑑を持参して、直接、市役所1階9番窓口介護福祉課地域包括支援センター係（☎551-1537）、または福祉センター2階地域包括支援センター熊川（☎510-2945）へ。

筋力向上トレーニング実施施設一覧

Table with 8 columns: 施設名, 開始時間, 月曜日, 火曜日, 水曜日, 木曜日, 金曜日, 土曜日. Lists various clinics and their schedules.

※○印の曜日で開催していますが、それぞれ定員枠があります。

狂犬病予防集合注射（雨天実施）

市では、毎年4月に狂犬病予防集合注射を実施しています。下表の日程で市内を巡回します。

【持ち物】狂犬病予防注射のお知らせはがき※はがき裏面の飼い主の署名欄の記入が必要です。

【費用】3,650円（注

平成31年度ふっさボランティア・市民活動センター助成事業のご案内

本事業は、ボランティア活動や市民活動を行う団体に対して助成を行い、幅広く市民活動の活性化を図るために実施するものです。

【対象団体】市民を対象に活動する5人以上の団体で次の①～④いずれにも該当しない団体

- ①営利を目的とする団体
②政治的・宗教的活動を主たる目的とする団体
③公共の福祉に反する活動を行う団体
④その他、適切でない認められた活動を行う団体

【助成条件】申請する団体は、次の①②いずれにも該当する必要があります。
①社会福祉協議会の法人会員であること（ただし、団体の1年間の総予算が各種の助成金を除いて5万円以内の団体はこの限りではありません。）
②ふっさボランティア・市民活動センターに登録すること

【助成内容】○団体の新規設立または1～3年目の運営にかかる経費※今後も継続・発展させていく団体であること
○事業費（①市民に対して効果的な事業
②地域住民が関わる事業③人とのつながり作りやコミュニティの形成につながる事業）

～ひとり一人に寄り添う支援～『特定不妊治療費助成事業』

お子さんの誕生を希望するご夫婦の約5組に1組が不妊の検査や治療を受けていると言われています。体外受精や顕微授精などの「特定不妊治療」は、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかります。そのため、市では経済的負担を軽減するため、4月から「特定不妊治療費助成」を実施します。

【助成対象者】次の要件をすべて満たす方
・平成31年4月1日以降に東京都特定不妊治療費助成事業の決定を受けていること
・都の特定不妊治療費助成事業の申請をした日から引き続き夫婦が市内に住所を有し、市税の滞納がないこと
・他の区市町村から同種の助成金を受けていないこと

【助成上限額】特定不妊治療費（医療保険外分）から都の助成額を差し引いた額について次の額とします。

Table with 2 columns: 区分, 助成上限額. Shows 7万円 for specific infertility treatment and 5万円 for others.

【ひとりで悩まず、まず相談を「心配ごと相談」】日常生活のさまざまな悩み事について、民生委員・児童委員が、相談に応じます。【日時】毎月第二水曜日午後1時～3時【場所】福祉センター相談室【申込み】不要。時間内にお越しください。【問合せ】社会福祉協議会・成年後見センター☎552-5027

【高齢者居住支援特別給付金申請者へ給付金振込みのお知らせ】高齢者居住支援特別給付金（12～3月分）を、4月10日（水）ごろに振り込みます。【問合せ】介護福祉課高齢福祉係☎551-1751